

後発品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

2024年10月1日から、法改正により一部の医薬品において患者さんの自己負担金額が増える可能性があります。

◇対象になるケース

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、

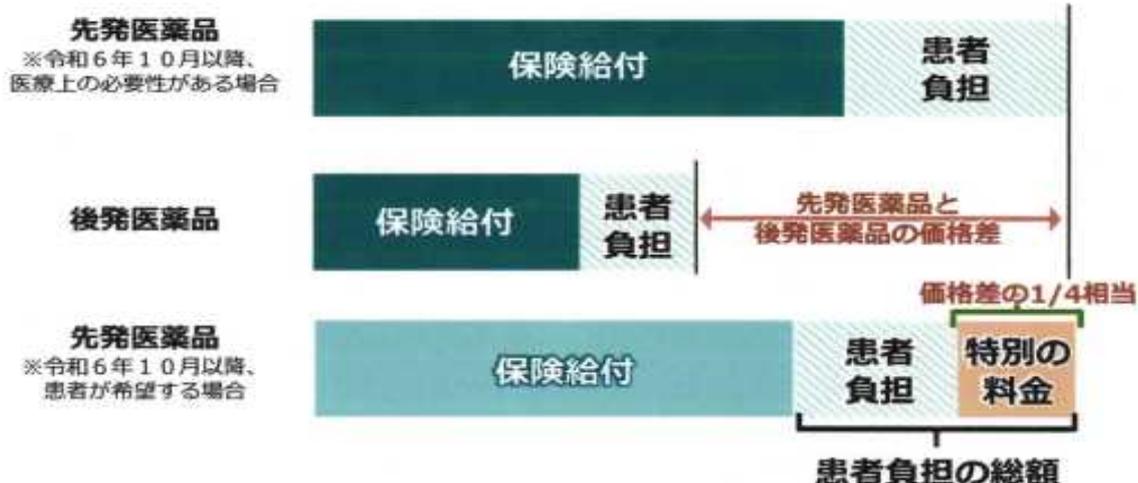
患者さん自身が先発医薬品の処方を希望される場合は、現在自己負担がない人でも、特別な料金が発生致します。

◇対象外のケース

- ・入院患者さん
- ・生活保護受給者（患者さんの希望で先発医薬品を処方、調剤ができません）
- ・処方医が先発医薬品を医療上必要であると判断した場合
- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の提供が困難な場合

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。
例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。
※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

この機会に後発医薬品の積極的な利用をお願い致します。